

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要

背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSFについては、同病に感染した野生イノシシにより広域に病原体が拡散し、現在までに野生イノシシでの陽性確認県が12県（飼養豚も含めた陽性確認県は7県（※））に拡大するも、未だ終息に至っていない。

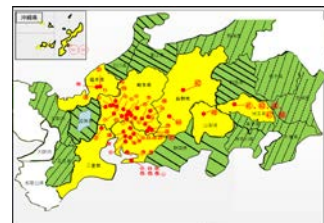
※ 飼養豚での陽性確認県は8県（沖縄県は飼養豚のみ）。

- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を図る必要。

- 加えて、昨年以降、アジア地域においてASFの発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物等の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病（※）の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾病である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

CSFの発生状況（R2 1/10時点）



※ 黄色は飼養豚及び野生イノシシでの発生県（沖縄県は飼養豚のみ）。
※ 斜線は野生イノシシ発生県、点線はCSF未発生の接種推奨地域。

ASFの発生状況（R元12/17時点）



赤色：2005年以降OIE等に発生通報のあった国・地域

法案の概要

1 国・都道府県・市町村・家畜の所有者等の責務の明確化

2 野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止に係る措置の法への位置付け

- ① 野生動物における悪性伝染性疾病の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。
- ② 野生動物において悪性伝染性疾病の感染が発見された場合にも、周辺農場等に対する家畜の移動制限等や、飼料業者、運送業者等の倉庫・車両の消毒など関係事業者に対する病原体拡散防止措置を行えるようにする。

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充

- ① 家畜の所有者は、農場ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する旨の規定を創設。
- ② 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。
- ③ まん延防止措置として、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に行う勧告及び命令を規定。
- ④ 飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者に対する罰則を強化するとともに、命令違反者を公表できるようにする。

4 予防的殺処分の対象疾病の拡大

- 予防的殺処分の対象疾病にASFを追加。

5 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 海外からの入国者等の携帯品についての家畜防疫官による質問・検査の対象に指定検疫物（肉・肉製品等）を追加。
- ② 海外からの国際郵便物の中に含まれる違反畜産物について、家畜防疫官が一定の条件下で処分できる権限を追加。
- ③ 輸出入検疫に係る規定の違反者に対する罰則を強化。

施行期日：公布の日から3月以内（ただし、1及び4については公布の日、3②については1年以内、2①については令和3年4月1日）